

# 五管区水路通報

## 第 30 号

- [第 250項](#) 瀬戸内海 - 東播磨港 流速計撤去
- [第 249項](#) 紀伊水道南方 - 射撃訓練
- [第 248項](#) 四国南岸 - 高知港 防波堤改修工事
- [第 247項](#) 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第1区 閘門補修作業
- [第 246項](#) 阪神港 - 神戸区、第4区 棧橋撤去工事
- [第 245項](#) 阪神港 - 大阪区、第5区及び第6区 掘下げ作業
- [第 244項](#) 阪神港 - 大阪区、第3区 護岸改修工事
- [第 243項](#) 四国南岸 - 宿毛湾 水中障害物存在
- [第 242項](#) 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第2区 重量物荷役作業
- [第 241項](#) 阪神港 - 大阪区、第3区 重量物荷役作業
- [第 240項](#) 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練
- [第 239項](#) 阪神港 - 神戸区、第4区 施設灯廃止

2025年250項 瀬戸内海 - 東播磨港 流速計撤去

五管区水路通報7年21号183項削除

東播磨港において、設置されていた流速計は撤去された。

位置 34-42-38N 134-48-34E 付近

海図 W107-W131-W150B

出所 五本部海洋情報部



2025年249項 紀伊水道南方 - 射撃訓練

紀伊水道南方において、巡視艇による射撃訓練が実施される。

期間 令和7年8月15日 0800~1700

区域 33-29.6N 134-48.8Eを中心とする半径5海里の円内

備考 国際信号旗「UY」及び「NE4」旗を掲揚

紅色閃光灯を点灯

海図 W77

出 所 五本部警備救難部



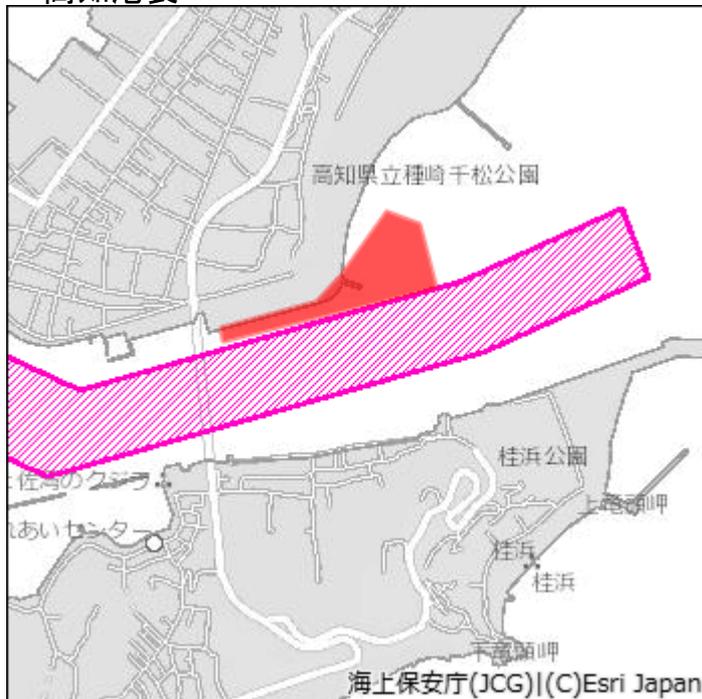
2025年248項 四国南岸 - 高知港 防波堤改修工事  
高知水路付近において、潜水土・起重機船等による防波堤改修工事が実施されている。

期 間 令和7年11月10日まで(予備日11日~30日) 日出~日没

区 域 33-30-07N 133-34-16E 付近

備 考 作業区域を明示する灯付浮標を設置  
作業船のアンカー位置を示す浮標を設置  
高知水路内での作業は実施されない  
警戒船を配備

海 図 W110  
出 所 高知港長



2025年247項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第1区 閘門補修作業

尼崎第1閘門において、補修作業のため通航が制限される。

期 間 令和7年8月18日0830~令和7年12月8日1700

位 置 34-42-02N 135-23-57E 付近

備 考 第2閘門は制限されず通航可能

海 図 W1107

出 所 西宮海上保安署



2025年246項 阪神港 - 神戸区、第4区 棧橋撤去工事  
シェルブリカンツジャパン前面付近において、潜水士・起重機船による棧橋撤去工事が実施されている。

期 間 令和7年9月30日まで(予備日10月4日~20日) 日出~日没

区 域 下記4地点により囲まれる海域

(1) 34-38-38N 135-08-34E(岸線上)

(2) 34-38-30N 135-08-39E

(3) 34-38-26N 135-08-28E

(4) 34-38-34N 135-08-24E(岸線上)

備 考 作業区域内に灯付浮標を設置

警戒船を配備

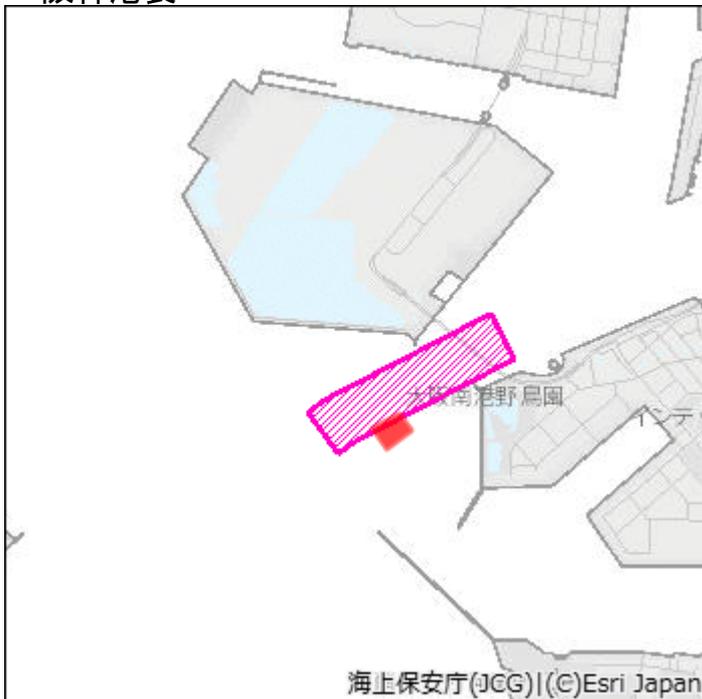
海 図 W101B

出 所 阪神港長



2025年245項 阪神港 - 大阪区、第5区及び第6区 掘下げ作業  
大阪航路付近において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和7年8月18日～10月31日(予備日を含む) 日出～日没  
区 域 下記4地点により囲まれる区域  
(1) 34-38-11N 135-23-30E  
(2) 34-38-07N 135-23-33E  
(3) 34-38-03N 135-23-26E  
(4) 34-38-08N 135-23-21E  
備 考 警戒船を配備  
海 図 W123-W1103  
出 所 阪神港長



2025年244項 阪神港 - 大阪区、第3区 護岸改修工事  
天保山運河において、潜水土・クレーン付き台船等による護岸改修工事が実施されている。

期 間 令和8年3月31日まで  
区 域 34-39-09N 135-26-37E 付近  
備 考 夜間停泊時は作業船の位置を示す標識灯を設置  
警戒船を配備  
海 図 W1148-W123  
出 所 阪神港長



2025年243項 四国南岸 - 宿毛湾 水中障害物存在

宿毛湾南南西方において、水中障害物(ロープ、長さ不明、水深約35m)が存在する。

位置 32-48-33N 132-38-08E 付近

備考 同位置に沈船が存在する

海図 W108(JP共)-W151(JP共)-W1220(JP共)

出所 宿毛海上保安署



2025年242項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第2区 重量物荷役作業

五管区水路通報7年30号241項関連

鳴尾浜付近において、起重機船等による重量物荷役作業が実施される。

期間 令和7年8月9日～14日(予備日15日～20日)

区域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 34-41-51N 135-21-11E
- (2) 34-41-40N 135-21-24E (岸線上)
- (3) 34-41-32N 135-21-13E
- (4) 34-41-43N 135-21-01E

備考 警戒船を配備

アンカー位置を明示する浮標を設置

夜間停泊時は作業船の位置を示す標識灯を設置

海図 W1107

出 所 阪神港長



2025年241項 阪神港 - 大阪区、第3区 重量物荷役作業

五管区水路通報7年30号242項関連

中山製鋼所西本岸壁前面において、起重機船等による重量物荷役作業が実施される。

期 間 令和7年8月9日～13日(予備日14日～17日)

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-37-40N 135-27-01E (岸線上)

(2) 34-37-36N 135-27-10E (岸線上)

(3) 34-37-28N 135-27-05E

(4) 34-37-31N 135-26-55E

備 考 警戒船を配備

水深10m(アンカーワイヤー上)を明示する灯付浮標を設置

夜間停泊時は作業船の位置を示す標識灯を設置

可航幅70mを確保

海 図 W123-W1148

出 所 阪神港長



2025年240項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による水上及び対空射撃訓練が実施される。

期間 令和7年8月26日(予備日27日及び28日) 0800~1700

区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48-13N 133-29-51E
- (2) 31-42-13N 133-29-51E
- (3) 31-28-13N 132-59-51E
- (4) 31-36-13N 132-59-51E
- (5) 31-36-13N 132-37-51E
- (6) 31-48-13N 132-37-51E

海図 W157  
出所 防衛省



2025年239項 阪神港 - 神戸区、第4区 施設灯廃止

五管区水路通報7年27号218項削除

神戸シェルブリカントツジャパンC棧橋施設灯(灯台表第1巻3672.5)(34-38.6N 135-08.5E)は廃止された。

廃止日 令和7年8月4日

海図 W101B-W131-W1103-W150A-W106

出所 五本部交通部、神戸海上保安部

